

## 食品表示検定 初級・問題集 法令改正に関連する箇所の情報提供

- 食品表示検定 初級・問題集は2018年8月に発行しました。「練習問題の解答と解説」の参照先は当時の認定テキストの章としています。  
認定テキストの改版にともない、参照先にずれが生じている箇所は下記の通りです。お手数ですが、読み替えをお願いいたします。(初級認定テキストは改訂7版が最新です。)

記載されている参照先	現在の参照先	ずれが生じた理由など
1-2	1-2、1-3	旧版の1-2が、現在の版では1-2と1-3に分割されており、どちらかに関連した記述があります。
1-3	1-4	上記により、節の番号が1つ後ろにずれています。
1-4	1-5	上記により、節の番号が1つ後ろにずれています。
3-12	3-12、3-13	旧版の3-12が、現在の版では3-12と3-13に分割されており、どちらかに関連した記述があります。
4-26	4-27	現在の版には 新たな内容の4-26が追加されており、節の番号が1つ後ろにずれています。(この問題集には、現在の4-26に関する出題はありません。)
4-27-1	4-28-1	上記により、節の番号が1つ後ろにずれています。
4-27-2	4-28-2	上記により、節の番号が1つ後ろにずれています。
4-27-3	4-28-3	上記により、節の番号が1つ後ろにずれています。

- 食品表示検定 初級・問題集は2018年4月1日時点で施行されている法令に基づいて作成されています。発行後の法令改正に関連する箇所の情報をまとめましたのでご確認ください。

### 【凡例】

改正のあった法令等 (関連日付)			内容の解説
ページ	問題番号	関連する箇所	現在の問題集の記述(従来の法令に基づいた記述)
			下記のように読み替えていただくと、最新の情報になります。

「食品表示基準」 (2020年3月27日改正・施行)			2020年3月27日に食品表示基準が改正され、精米や調製を行った時期について、これまでの「年月日」表示に加えて、「〇年〇月下旬」のような「年月旬」の表示ができるようになりました。これに伴って表示項目を表す用語も「精米年月日、調製年月日」から「 <b>精米時期</b> 、 <b>調製時期</b> 」に改正されました。輸入年月日も同様に <b>輸入時期</b> に改正となります。(経過措置期間は2022年3月31日に満了)	
P23	問34	選択肢②	②輸入年月日	②輸入 <b>時期</b>
P114	問34	解説	精米年月日が不明な輸入した精米は、「輸入年月日」を表示します。なお、調製年月日が不明な輸入した玄米の場合でも「輸入年月日」を表示します。	精米 <b>時期</b> が不明な輸入した精米は、「輸入 <b>時期</b> 」を表示します。なお、調製 <b>時期</b> が不明な輸入した玄米の場合も「輸入 <b>時期</b> 」を表示します。
P26	問44	選択肢②	②精米を混合した場合、精米年月日は精白した最も古い日付を表示する。	②精米を混合した場合、精米 <b>時期</b> は精白した最も古い <b>時期</b> を表示する。
P35	問64	選択肢③	③輸入年月日 〇〇.〇〇.〇〇	③輸入 <b>時期</b> 〇〇.〇〇.〇〇
P177	模擬問題 問5イ	選択肢②	②調製年月日 〇〇.〇〇.〇〇	②調製 <b>時期</b> 〇〇.〇〇.〇〇
P213	模擬問題 問5イ	解説	精米には調製年月日でなく、精米年月日を表示します。玄米については調製年月日を、精米年月日も調製年月日も不明な輸入品については輸入年月日を表示します。	精米には調製 <b>時期</b> ではなく、精米 <b>時期</b> を表示します。玄米については調製 <b>時期</b> を、精米 <b>時期</b> も調製 <b>時期</b> も不明な輸入品については輸入 <b>時期</b> を表示します。

## 【凡例】

改正のあった法令等 (関連日付)			内容の解説	
ページ	問題番号	関連する箇所	現在の問題集の記述(従来の法令に基づいた記述)	下記のように読み替えていただくと、最新の情報になります。
「食品表示基準」 (2020年7月16日改正・施行)			2020年7月16日の食品表示基準の改正により、「人工」及び「合成」を冠した添加物の用途名(甘味料、着色料及び保存料)及び一括名(香料)について、「人工」及び「合成」の用語が削除されました。(経過措置期間は2022年3月31日に満了)	
P95	問187 イ	選択肢④	(着色料としてβ-カロテンを使用したマーガリン類の原材料名欄への表示) ① 着色料 ② カロテン ③ カロテン色素 ④ <b>合成着色料</b>	①と④は用途名だけで物質名の表示がないため誤りというものでしたが、着色料の用途名として合成の用語の使用ができなくなりましたので、④は選択肢としてもふさわしいものではなくなりました。
「食品表示基準」 (2021年3月17日改正・2021年7月1日施行)			2021年3月17日の食品表示基準の改正により、農産物検査法に基づく証明を受けていない場合であっても、根拠を示す資料の保管がなされていれば産地、品種及び産年の表示が可能になりました。	
P23	問35	問題文	産地、品種及び産年が同一であり、【 】による証明を受けた原料玄米については単一原料米と表示する。 ①農産物検査法 ② JAS 法 ③ 米トレーサビリティ法	法令改正により、①の農産物検査法による証明を受けた場合以外でも、「産地、品種及び産年が同一である原料玄米を用い、かつ、当該原料玄米の産地、品種及び産年について根拠を示す資料を保管している」場合は単一原料米と表示できるようになりました。
P116	問43	解説	生鮮食品の精米表示で単一原料米と表示ができるのは、「産地、品種及び産年が同一である原料玄米で、 <b>農産物検査法による証明を受けているもの</b> 」と決まりがあります。	生鮮食品の精米表示で単一原料米と表示ができるのは、「産地、品種及び産年が同一である原料玄米で、かつ、 <b>当該原料玄米の産地、品種及び産年について根拠を示す資料を保管しているもの</b> 」と決まりがあります。
「食品表示基準」 (2022年3月30日改正・施行)			2022年3月30日に食品表示基準が改正され、遺伝子組換え食品の対象農産物として新たに「からしな」が追加されました。また、特定遺伝子組換え農産物として定義されていた「高オレイン酸遺伝子組換え大豆」が削除されました。これは、高オレイン酸遺伝子組換え大豆が、遺伝子組換え以外の方法により作出されたことに伴う変更です。	
P40	問76	問題文	遺伝子組換え食品の表示が必要な加工食品は、安全性が確認された <b>8農産物</b> を原材料とする加工品のうち、(以下略)	遺伝子組換え食品の表示が必要な加工食品は、安全性が確認された <b>9農産物</b> を原材料とする加工品のうち、(以下略)
P40	問77	問題文	遺伝子組換え食品の義務表示の対象となる <b>8農産物</b> には、大豆、(以下略)	遺伝子組換え食品の義務表示の対象となる <b>9農産物</b> には、大豆、(以下略)
P124	問76	解説	(遺伝子組換えに関する表示義務もあるもの)③大豆、とうもろこしのうち、 <b>高オレイン酸遺伝子組換え大豆</b> 、ステアリン酸産生遺伝子組換え大豆、高リシン遺伝子組換えとうもろこし及びこれらを原材料として使用した加工食品	(遺伝子組換えに関する表示義務もあるもの)③大豆、とうもろこしのうち、ステアリン酸産生遺伝子組換え大豆、高リシン遺伝子組換えとうもろこし及びこれらを原材料として使用した加工食品
(通知)食品表示基準Q&A (2019年9月19日改正)			「丹波」は旧国名ではありますが、現代の複数の県にまたがる地域を指す地名になってしまうため、農産物の原産地名にはふさわしくないと、通知「食品表示基準Q&A」の例示から削除され、代わりに尾張が例として示されました。	
P30	問51	選択肢③	③松茸 丹波産	③松茸 <b>尾張産</b>

改正のあった法令等 (関連日付)			内容の解説	
ページ	問題番号	関連する箇所	現在の問題集の記述(従来の法令に基づいた記述)	下記のように読み替えていただくと、最新の情報になります。
(通知)食品表示基準について (2019年9月19日改正)			症例数や重篤な症例の数が継続して相当数あるものの、特定原材料に比べると少ないものとして表示が推奨される「特定原材料に準ずるもの」は、通知「食品表示基準について」において定められています。あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチンに、2019年9月の改正によりアーモンドが追加され、21品目となりました。	
P39	問73	問題文	アレルギーの分類として、必ず表示しなければならない7品目を「特定原材料」といい、表示が推奨されている20品目を「【 】」という。	アレルギーの分類として、必ず表示しなければならない7品目を「特定原材料」といい、表示が推奨されている21品目を「【 】」という。
P123～124	問73	解説	(略)「特定原材料に準ずるもの」として20品目が分類されています。(あわび、・・・ゼラチンの20品目)	(略)「特定原材料に準ずるもの」として21品目が分類されています。(アーモンド、あわび、・・・ゼラチンの21品目)
P215	模擬問題 問6才	解説 上から2行目	「大豆」「いか」については、表示が推奨されている「特定原材料に準ずるもの」(20品目)に含まれています。	「大豆」「いか」については、表示が推奨されている「特定原材料に準ずるもの」(21品目)に含まれています。
日本農林規格等に関する法律(JAS法) (2017年6月改正、2018年4月1日施行)			有機農産物の表示を行うには、農林水産省に登録された第三者機関が各生産者の生産体制について、有機JAS規格に適合しているかどうかを判断します。この機関について、JAS法の改正により登録認定機関から登録認証機関へと呼称も改正されました。	
P29	問49	選択肢②	②有機農産物の表示を行うには登録認定機関による認証が必要だが、特別栽培農産物の場合は生産者の自己申告である。	②有機農産物の表示を行うには登録認証機関による認証が必要だが、特別栽培農産物の場合は生産者の自己申告である。
P146	問149	解説 上から3行目	また、有機JAS規格に適合した生産が行われていることを認定された事業者でなければ、有機JASマークを付すことはできません。	また、有機JAS規格に適合した生産が行われていることを認証された事業者でなければ、有機JASマークを付すことはできません。
日本農林規格等に関する法律(JAS法) (2020年1月16日改正・ 2020年7月16日施行)			2020年1月16日にJAS法が改正され、2020年7月16日より、「農産物」「農産物加工食品」だけでなく、「畜産物」「畜産物加工食品」「農畜産物加工食品」に有機である旨を表示する際にも、認証機関による認証を経て有機JASマークを付すことが必須となりました。	
P146	問149	解説 1行目	有機JASマークがない農産物と農産物加工品に「有機」や「オーガニック」等の名称の表示や、これと紛らわしい表示をするとJAS法違反となります。	有機JASマークがない、 <b>農産物や畜産物、およびそれらの加工食品</b> に、「有機」や「オーガニック」等の名称の表示や、これと紛らわしい表示をするとJAS法違反となります。
P210	模擬問題 問2ウ	解説 2段落目	なお「有機農産物」「有機農産物加工食品」に有機食品であることを表示して販売するときには有機JASマークを付けなければなりません、「有機畜産物」「有機畜産物加工食品」「有機農畜産物加工食品」は、有機JASマークを付さなくとも有機の表示をして販売することができます。	なお「有機農産物」「有機農産物加工食品」に有機食品であることを表示して販売するときには有機JASマークを付けなければなりません。 <b>さらに「有機畜産物」「有機畜産物加工食品」「有機農畜産物加工食品」にも、有機JASマークを付すことが義務化されました。</b>

## 【凡例】

改正のあった法令等 (関連日付)		内容の解説		
ページ	問題番号	関連する箇所	現在の問題集の記述(従来の法令に基づいた記述)	下記のように読み替えていただくと、最新の情報になります。
「有機藻類の日本農林規格」の新設 (2021年12月7日制定)		2021年12月7日付で新たに「有機藻類」の日本農林規格が制定されました。これは、植物プランクトンを含む藻類について有機と表示を行うための規格で、水環境の維持増進を図るため、養殖場においては、使用禁止資材の使用を避けることを基本として、生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した管理方法によって生産すること等と定められています。 また、有機藻類のJASに適合した商品には有機JASマークを付すことができます。(藻類は指定農林物資ではありませんので、民間の認証基準等に基づき「有機」と表示することも可能です。)		
P170	模擬問題 問2ウ	問題文と選択肢	JAS法で規定されている有機食品の規格には、「有機農産物」「有機畜産物」「【ウ】」がある。 ① 有機水産物 ② 有機加工食品 ③ 有機添加物	②の有機加工食品を正答としておりましたが、「有機藻類のJAS」が制定されたことで①の有機水産物も誤りとはいえなくなりました。
P210	模擬問題 問2ウ	解説 1段落目	有機食品のJASの規格には、「有機農産物」「有機畜産物」「有機加工食品」と有機畜産物の飼料となる「有機飼料」が定められています。	有機食品のJASの規格には、「有機農産物」「有機畜産物」「有機加工食品」と有機畜産物の飼料となる「有機飼料」及び「有機藻類」が定められています。
「日本人の食事摂取基準(2020年度版)」 (2020年4月1日より適用)		「日本人の食事摂取基準」は5年毎に策定されており、2020年版(使用期間は2020年度から2024年度までの5年間)が新たに公表されました。2020年版では、成人の食塩摂取量の一日の目標値がそれぞれ0.5gずつ引き下げられ、男性7.5g、女性6.5gとなりました。また、「国民健康・栄養調査」は毎年行われており、2018年(平成30年)に実施した調査の結果が発表されて、食塩摂取量の平均値が公表されました。		
P80	問168	問題文と正答の 選択肢①	食塩摂取量は「日本人の食事摂取基準(2015年版)」において、成人の場合それぞれ【①男性8g、女性7g】未満を目標としており、近年減少傾向にあるが、まだ目標数値を上回っている。	食塩摂取量は「日本人の食事摂取基準(2020年版)」において、成人の場合それぞれ【①男性7.5g、女性6.5g】未満を目標としており、近年減少傾向にあるが、まだ目標数値を上回っている。
P150	問168	解説 3行目から	2015年度(平成27年度)の「国民健康・栄養調査」によると、食塩摂取量の平均値は男性11.0g、女性9.2gです。目標値は成人男性で1日8g未満、成人女性で1日7g未満となっています。	2018年度(平成30年度)の「国民健康・栄養調査」によると、食塩摂取量の平均値は男性11.0g、女性9.3gです。目標値は成人男性で1日7.5g未満、成人女性で1日6.5g未満となっています。
平成元年度食料自給率について (2021年8月公表)		食料自給率は毎年発表されており、改訂7版初級テキストでは2019年度(令和元年度)の数値を紹介しています。		
P152	問175	解説	2016年度(平成28年度)の日本の食料自給率は、カロリーベースで38%、生産額ベースで68%となっており、…(以下略)	2019年度(令和元年度)の日本の食料自給率は、カロリーベースで38%、生産額ベースで66%となっており、…(以下略)
P225	模擬問題 問11イ	解説 上から4行目	2016年度(平成28年度)の日本の食料自給率は、カロリーベースでは38%、生産額ベースで68%となっています。	2019年度(令和元年度)の日本の食料自給率は、カロリーベースで38%、生産額ベースで66%となっています。
二十歳未満の者の飲酒防止に関する 表示基準 (2019年6月改正)		民法の定める「成人年齢」は2022年4月1日より18歳に改められましたが、飲酒に関してはこれまで同様、20歳未満の者には法令により禁止されることとなっています。このため、これまでの「未成年者」の表現を「20歳未満の者」と変更することになりました。関連する法令や表示基準の名称も改正されています。		
P104	問192ーウ	選択肢①	①未成年者の飲酒は、法律で禁じられています。	①20歳未満の者の飲酒は、法律で禁じられています。
P163	問192ーウ	解説	「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」に基づいて「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」旨を容器又は包装に表示します。	「20歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」に基づいて「20歳未満の者の飲酒は法律で禁止されている」旨を容器又は包装に表示します。

【凡例】

改正のあった法令等 (関連日付)			内容の解説	
ページ	問題番号	関連する箇所	現在の問題集の記述(従来の法令に基づいた記述)	下記のように読み替えていただくと、最新の情報になります。
<b>外食・中食における原料原産地情報提供 ガイドライン</b> (2019年3月公表)			食品表示基準の原料原産地表示に関する改正を受けてガイドラインが更新され、タイトルが「外食・中食における原料原産地情報提供ガイドライン」となりました。 (設問内の文章も「表示」から「情報提供」に変更するなど、それに合わせて読み替えをお願いします。)	
P43	問90	問題文	「外食における原産地表示に関するガイドライン」によると、メニューに主な原材料の原産地を表示する際、よく知られた地名等を表示することができるが、【 】の輸入品の場合は原産国名を併記するとされている。	「 <b>外食・中食における原料原産地情報提供ガイドライン</b> 」によると、メニューに主な原材料の原産地 <b>について情報提供</b> する際、よく知られた地名等 <b>で表わす</b> ことができるが、【 】の輸入品の場合は原産国名 <b>にそれを</b> 併記するとされている。
<b>「特別用途食品の表示許可等について」 の一部改正</b> (2018年8月)			特別用途食品に「乳児用調製液状乳」が追加され、「乳児用調製粉乳」と合わせて「乳児用調製乳」と区分することになりました。	
P70	問147	問題文	このマークを付することができる【 】には、「病者用食品」「妊産婦・授乳婦用粉乳」「乳児用調製粉乳」「えん下困難者用食品」があります。	このマークを付することができる【 】には、「病者用食品」「妊産婦・授乳婦用粉乳」「乳児用 <b>調製乳</b> 」「えん下困難者用食品」があります。

●下記については、設問として不適切でしたので、お詫びして訂正させていただきます。【1～3刷をお持ちの方はこちらも修正をお願いいたします。】

ページ	問題番号	訂正箇所	訂正前	訂正後
P28	問48	選択肢①	① <b>農産物</b> に「有機〇〇」や「〇〇(オーガニック)」等を表示する場合、有機JASマークの表示が義務付けられている <b>の</b> は、「有機農産物」と「有機農産物加工食品」 <b>で</b> ある。	①「有機〇〇」や「〇〇(オーガニック)」等を表示する場合、有機JASマークの表示が義務付けられている <b>もの</b> には、「有機農産物」と「有機農産物加工食品」 <b>が</b> ある。
P41	問80	選択肢①	① <b>豆腐用凝固剤</b>	① <b>イーストフード</b> (京都府の「加工食品の品質表示基準」(条例)を考慮の上、設問を変更)
P89	問183	問題文	次のアイスクリーム類の表示について、ア～ウの間に答えてください。	次の <b>カップ入りの</b> アイスクリーム類の表示について、ア～ウの間に答えてください。
P115	問37	関連情報	牛肉の部位名の表示は、農林水産省畜産局長通達の「食肉小売品質基準」で表示することが指導されています。	牛肉 <b>及び豚肉</b> の部位名の表示は、農林水産省畜産局長通達の「食肉小売品質基準」で表示することが指導されています。
P173	模擬問題 問3ウ	選択肢③	③「和牛」と表示できるのは特定の品種で、かつ国内で生まれ国内で飼養した牛と定められている。	③「和牛」と表示できるのは特定の品種 <b>又はそれらの交雑種</b> で、かつ国内で生まれ国内で飼養した牛と定められている。

(以上)